

第 16 回 大東市地域公共交通会議 議事概要

- I. 日時：令和 2 年 11 月 20 日（金） 14 時～16 時
- II. 場所：大東市立市民会館
- III. 出席者：委員 18 人（委員 5 人欠席） および事務局 6 人（コンサルタント 2 人含む）
- IV. 議題等
 - 1. 開会
 - 2. 第 15 回大東市地域公共交通会議議事録の確認
 - 3. 「大東市公共交通基本計画」（案）とパブリックコメントの実施について
 - 4. コミュニティバス「西部方面コース」の改編に関する検討
 - 5. 東部地域乗合タクシーの運行改良について
 - 6. その他

■議事内容

1. 開会

【会長】

〈挨拶〉

前回の会議では、「大東市バスマップ」等の制作配布による利用促進の検討と、公共交通機関の公的負担と利用者負担のあり方について検討し、議論を深めていただきました。

今回の会議では、「大東市公共交通基本計画」案とパブリックコメントの実施について、ご意見を頂き議論してまいりたいと考えております。また、コミュニティバス「西部方面コース」の改編、東部地域乗合タクシーの運行改良について 議論を深めていきたいと考えています。

2. 第 15 回大東市地域公共交通会議議事録の確認

＜事務局より、第 15 回大東市地域公共交通会議議事概要、「大東市バスマップ」代替案、「市民主体の地域公共交通サービスの事例」について説明＞

【会長】

前回会議で確認事項にあがっていた「市民主体の地域公共交通サービスの事例」を事務局に整理いただきました。民間主体の地域公共交通サービスは沢山実施されており、その多くは行政が支援する形態となっています。今後の議論において、参考になると思われます。

3. 「大東市公共交通基本計画」（案）とパブリックコメントの実施について

＜事務局より、「大東市公共交通基本計画」（案）、「大東市公共交通基本計画」概要（案）、「大東市公共交通基本計画」：第 13 回・第 14 回交通会議での意見と「基本計画」への反映について説明＞

【会長】

大東市公共交通基本計画（案）に掲載されている「公共交通政策の施策体系」や「事業の概要」、「事業計画」等については、実際の交通状況の改善につながる項目であると考えます。

大東市内で今後必要な事業が掲載されているか、抜けている視点がないかを重点的に見ていただいてご意見をいただきたい。

【委員】

大東市公共交通基本計画（案）の「重点的に取り組む具体の事業」の中で、①交通不便地域の解消などをめざしたコミュニティバスの再編で路線名など具体的な記載があるが、ここまですべて詳細に記載する必要はあるのか。

【事務局】

大東市公共交通基本計画（案）の「重点的に取り組む具体の事業」については、中長期的に進めていく必要がある事業以外で、短期的・重点的に取り組みたい事業を選択しており、かねてからの問題意識や課題も掲載しています。

既に地域・市民で議論している路線や取組んでいる内容も踏まえ、より具体的にイメージしやすいように詳細も記載しています。

各事業の方向性や取組み内容については、この会議で議論いただき、今後修正することも可能であると考えています。

【委員】

阪奈生駒線など具体の路線名が記載されているが、更に他の地域から交通不便であるとの声が上がること想定できる。そのような場合の対応は、どのように考えているか。

【事務局】

阪奈生駒線については、議会や市民からも声が上がっており、公共交通のありかたを地域と既に議論している路線でもあることから、具体の路線名を記載しています。

大東市公共交通基本計画（案）に基づいて他地域からも声上がることは想定しており、それらについては、今後市民と一緒に考えていけるように、例えば方策の一つとして「地域公共交通導入の手引き」を活用していただくように考えています。

【委員】

大東市公共交通基本計画（案）の「将来像」に一般的なタクシーが盛り込まれていない。大東市として、タクシーの取り扱いはどのように考えているか。

【事務局】

以前であれば、公共交通は鉄道と路線バスがメインであったが、現在はタクシーも重要な公共交通であると位置づけている。

また、大東市においては自転車の利用が大変多く、大東市公共交通基本計画（案）に自転車も盛り込んではどうかとの議論もあった。更に、施設送迎や貨物なども含め地域の移動手段を総動員して、地域の公共交通サービスを考えていかないといけないと認識しています。

本日の大東市公共交通基本計画（案）における将来像ではタクシーを具体的に記述していな

いが、大東市においても、タクシーは交通手段として重要なサービスであり、具体的に記述する方向で再検討したいと考えています。

【会長】

近年では、マイカー所有ではなくレンタカー利用も増加している。

タクシーやレンタカー、自転車などの取り扱いについては、マストランジット（大量輸送機関）の補完として検討するという事も考えられる。

【委員】

大東市公共交通基本計画概要版（案）の「計画の推進と進捗管理」において、「施策の具体化や実施に必要な財源については、ここで策定した利用者及び公的負担のあり方に基づいて、国、府からの支援を受けながら市の予算を継続的に確保していく」との記載があるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。

【事務局】

公共交通については、国や府へは運行に関する補助金の要望を毎年実施させていただいており、今後も要望や支援について依頼を継続したいと考えています。

【委員】

大東市公共交通基本計画（案）の「利用しやすい料金システム等の導入検討」において、具体の課題を記載いただいている。割引制度の見直しについては、精神障害者割引以外の問題もあるが、この問題のみ具体的に記載することについてはどうか。

【事務局】

身体障害者や知的障害者の割引については既に実施いただいております、精神障害者割引については未実施である。行政からの支援がない中で、民間事業者独自での実施は難しいことは理解しています。

一方、関連団体からの割引導入の要望があること、また、国においても精神障害者割引の導入の検討を進めるとの方針があり、市としては分け隔てなく対応していきたいとの考えから方向性を記載しています。今後は、負担をどのようにしていくかも含め、議論が必要と認識しています。

<事務局より、「大東市地域公共交通導入の手引き」（案）、「大東市公共交通基本計画」（案）パブリックコメントの実施」について説明>

【事務局】

大東市地域公共交通導入の手引き（案）の運行見直し議論開始条件の運行評価指標について、一部補足説明しますと、まずこの指標については、新たな公共交通の運行を開始するために適用するものだけではなく、運行内容の変更や廃止についても同様に適用していこうと考えてお

ります。

また、この指標の設定根拠については、コミュニティバスや乗合タクシーの現在の利用実績をもとに、あくまで目安として一日当りの利用者数や収支率などを設定していますが、これらの適用方法についてご意見をいただきたいと考えています。現在の事務局としてはこの利用者数などの指標を満たさなくなった公共交通については、直ちに廃止・見直しを行うものではなく、その他地域の利用者が増加傾向にあるとか、地域で利用促進の取り組みを行っているとかその地域の頑張りの実情を加味して判断していくべきではないかと考えています。

【会長】

大東市地域公共交通導入の手引き(案)の運行見直し議論開始条件の運行評価指標について、記載されている数値自体は感覚的に妥当な基準であると捉えるが、今後の路線見直しにも大きく影響してくる内容であり、もう少し時間をかけて皆様の意見を交えた議論が必要と考えます。

【委員】

運行見直し議論開始条件の運行評価指標で示していただいた指標についてですが、条件が5項目（・地域からの要望がある・関連計画への貢献度・一日当り利用者数・乗合率・収支率）の全てを満たさないと、議論が開始されないのか。もしくは、5項目のいずれかが該当すれば議論は開始されるのか。OR か AND か、どのように判断するのか。

【事務局】

運行評価指標の考え方については、一つの条件で OR か AND ではなく、総合的に判断することになるのではないかと考えています。

【会長】

重要な指摘をいただいた。

この会議では合意できていても、今後公開して活用していく中で勘違いが生じないように、条件ははっきりと明示することが必要です。

OR でも AND でもなく、総合的な判断とした方が良いかもしれない。そのあたりの議論は重要であると考えます。

【委員】

見直しの場合、タクシーなど別の代替手段について、見直しの範囲に入るのかどうか。

【事務局】

タクシーも重要な移動手段であるが、個別地域へのタクシー補助券の配布などは考えにくい。そのため、各自治会で議論し進めていただけるような方法を一緒に検討していきたい。

大東市地域公共交通導入の手引き(案)については、大東市公共交通基本計画(案)で示している重点的に取り組む事業であり、この会議で結論を出すのではなく、今後も検討を継続

して進めていきたいと考えています。

【委員】

大東市地域公共交通導入の手引き（案）の地域公共交通手段システムの運行評価指標について、収支率の設定根拠を教えてください。

また、運行形態や地域、ダイヤによって状況が異なると思うため、利用者数よりは収支率だけの方が良いのではないかと。例えば、短距離利用の方も、長距離利用の方も利用者数としては同じ1人になります。

【事務局】

本日示した運行評価指標の数値は、実績も勘案して設定しています。

収支率だけでみると、運行経費が上がった場合に見直しが必要となることも考えられるため、利用者数も指標に加えています。

【会長】

距離が短くても利用している方は、生活に公共交通が必要な方であるといえる。しかし、評価指標としての数値化が難しいため、生活への必然性については、考慮事項として重要な項目であると考えます。

【委員】

大東市地域公共交通導入の手引き（案）の「交通手段と主な地域公共交通システムの例」の中で、ライドシェアについても記載があるが、どのような交通をイメージしているのか。私の見解としては、ライドシェアは、現行法制度上は無許可営業(不法行為)との見解を持っており、ライドシェアの枠からマイカーを除外していただきたいが可能か。

【事務局】

「交通手段と主な地域公共交通システムの例」の中で、ライドシェアについては、ご近所同士でのちょっとした乗合をイメージしている。運賃等の金銭は徴収しないものと考えています。

【会長】

有償でなければマイカーでの乗合は問題ない。マイカーでのボランティア輸送をイメージしていると捉えた。

【委員】

説明の通りであれば、マイカーはライドシェアの枠内のボランティア輸送の中に盛り込めるのではないかと考える。

【事務局】

マイカーでのご近所同士の無償の乗合についてはボランティア輸送に含むということで、ご指摘の通り、図・資料の修正を行います。

【委員】

パブリックコメントの実施について、意見が出た場合、大東市公共交通基本計画（案）への影響はどの程度あるか。

【事務局】

本日の会議の議論を経て、また大東市議会議員からの意見も反映して、基本計画（案）を策定し、それをもってパブリックコメントを実施する予定である。そこでの市民からの意見も反映して基本計画を策定します。

【委員】

市民主体の地域公共交通サービスの事例において NPO 法人が運行している事例を紹介いただいたが、大東市では NPO 法人など地域や市民が運行する公共交通について検討しているのか。

【事務局】

これまで、大東市では NPO 法人など地域や市民が運行する公共交通については検討していない。

ただし、今後は市民が主体となって地域の公共交通を検討・維持していくことが求められており、大東市でも検討する機会が増えると考えられる。

例えば、龍間地域では既に地域で運行している施設送迎バスへの乗合について議論しているが、他の地域においては大東市地域公共交通導入の手引きを公表してからの議論になると考えます。

【委員】

紹介いただいた事例など、採算ベースは合うのか。

【事務局】

地域や市民が運行する公共交通については、ほとんどが採算ベースに乗らないため、行政や地域が支援している場合が多く、地域ごとに方法を検討していく必要があると考えています。

【会長】

大東市コミュニティバスと同程度の収支率またはそれ以下の場合が多いのではないかと考えます。採算ベースが合うのであれば、民間のバス会社が自主的に運行している。

行政や地域に加え、沿線施設がいくらか負担している例もあります。

【委員】

大東市地域公共交通導入の手引き（案）の地域公共交通手段システムの運行評価指標の根拠設定は大変難しい。

行政の使命としては、どこまで住民の希望を細かく吸い上げるかに尽きるのではないかと。住民の多くが高齢化しており、遠方への移動は少なくなっている。市内の病院や商店などへの移動意向を集約し、受益者負担をいくばくか求めることで周遊バスなどのサービスを提供できるのではないかと。更に、病院やスーパーなど沿線施設が負担することで成立するのではないかと。

【事務局】

市全体でアンケート調査を実施した結果からは、全体的には大東市内の公共交通に対する満足度は高いことが知られている。移動に不便や困難性を持っている市民の具体的な移動については、市全体での大まかなアンケート調査では把握することは困難である。

そのため、そのような具体的な意向を把握するためには、地域主体で進めていくことが重要であると考えている。そのため、大東市地域公共交通導入の手引きを策定して活用したいと考えています。

【委員】

自治体だよりなどに、公共交通の利用促進について掲載したいと考えたことがあるが、問題ないかと。

【事務局】

コミュニティバスや乗合タクシーについては、全く問題ないため、是非、地域での利用促進をお願いしたい。情報や写真の提供も可能であり、連携していきたい。

【会長】

大東市地域公共交通導入の手引き（案）に記載されている運行見直し議論開始条件の運行評価指標の数値については、総合的に判断するものとし、廃止条件だけではなく見直しの開始条件も含め、継続審議としたい。

ただし、大東市地域公共交通導入の手引き（案）の枠組み自体は、この方向で進めることとしたい。

4. コミュニティバス「西部方面コース」の改編に関する検討

<事務局より、「コミュニティバス「西部方面コース」の改編に関する検討」について説明>

【会長】

西部方面コースの改編に関する検討を始めたいとの発議をいただいた。今後のスケジュールはどうか。

【事務局】

西部方面コースについて、複数の自治会からも要望があがっているため、次年度から地域の協議会を立ち上げ、市民意見を把握するアンケートを実施し、具体的な議論を地域と一緒に進めたいと考えています。

5. 東部地域乗合タクシーの運行改良について

<事務局より、「東部地域乗合タクシーの運行改良検討」について説明>

【会長】

東部地域乗合タクシーについても、改編に関する検討を始めたいとの発議をいただいた。今後のスケジュールはどうか。

【事務局】

スケジュールについて、来年度で運行事業者との運行協定が終了するため、今年度から地域で運行検討をはじめ、来年度中に新しいルート検討、事業者決定が必要であると考えます。

【委員】

利用人数のデータを見て、北条北部コース、野崎コースは他の地区よりも四条畷駅や野崎駅に近いので、利用者数が少ないのではないかと考えている。実利用者の割に利用者数が多いということは、決まった方が定期的に利用していることが想定できる。

地域でもポスター掲載などの取組みを実施しているが、家族送迎の方が多く、現状で利用者数を増加させることが難しい。

全地域とも急峻な坂の上であり、代替交通手段の活用の可能性はない状況である。そのため今後の検討においては、数字だけの判断ではなく、地域的、福祉的な要素も考慮頂き、総合的に考えていただきたい。

【事務局】

ご意見いただいた通り、東部地域では利用促進も既に自治会で実施していただいている。地域の意見を聞きながら、検討を進めていきたい。

6. その他

<事務局より、「大東市南部地域コミュニティバス」ニュースレターについて説明>

質疑なし

以上